

庄内広域水道企業団企業長の職務代理に関する規則をここに公布する。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長

庄内広域水道企業団規則第14号

庄内広域水道企業団企業長の職務代理に関する規則
(企業長の職務を代理する副企業長の順序)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定及び庄内広域水道企業団規約(令和7年指令市町村第2号)第11条第3項の規定により企業長の職務を代理する副企業長の順序は、次のとおりとする。

第1順位 庄内町長の職にある者

第2順位 副企業長のうち庄内町長の職にある者を除く者
(企業長の職務を代理する上席の職員)

第2条 地方自治法第152条第3項の規定により企業長の職務を代理する上席の職員は、事務局長とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。